

令和6年度5月補正予算(案)の概要

I 予算の規模

| | 現計予算額 | 今回補正額 | 補正後の額 | 前年同期比 |
|------|--------------|-------------|--------------|--------|
| 一般会計 | 53,143,000千円 | 2,324,072千円 | 55,467,072千円 | 180.6% |
| 特別会計 | 8,477,800千円 | 0千円 | 8,477,800千円 | 0.8% |
| 企業会計 | 18,096,200千円 | 0千円 | 18,096,200千円 | 93.0% |
| 合計 | 79,717,000千円 | 2,324,072千円 | 82,041,072千円 | 118.5% |

II 歳出予算の事業

【能登半島地震復旧・復興関係経費】※生業支援含む

(単位：千円)

・水道事業会計費【震災対応分】 25,000 (財政)
3月使用分(4月請求分)に係る水道料金免除相当分を補填

・下水道事業会計費【震災対応分】 12,000 (財政)
3月使用分(4月請求分)に係る下水道使用料免除相当分を補填

【新】・輪島の未来共創事業費 3,000 (復興推進)
「わじま未来トーク(仮称)」開催
これからの輪島について考えることをコンセプトとした対話の場を設け、意見や提案等を輪島市復興まちづくり計画に反映させる

・生活困窮者自立支援事業費 380,000 (福祉)
【新】被災者見守り・相談支援等事業費
被災者に対し、孤立防止等のための巡回見守り支援や日常生活に関する相談支援を一体的に実施
【対象者】応急仮設住宅の入居者、被災した在宅生活者等

【新】・災害時放課後児童クラブ利用料支援事業費 18,722 (子育て健康)
放課後児童クラブの利用料を全額免除(R6.4~R7.3)

【新】・被災保育所等利用者負担軽減事業費 19,500 (子育て健康)
保育所及び認定こども園の利用者負担額(保育料及び副食費)を免除(R6.4~R7.3)
保育料:全額免除 ※保育所分については歳入(保育料)を減額補正
副食費:公定価格分免除(月額4,700円)

【新】・農地等手づくり復旧支援事業費 69,040 (農林水産)
国の支援制度の対象とならない被災した農地及び農業用施設の自力復旧に対し支援
【対象者】集落、生産組合等
【内容】被災1か所当たり40万円未満の簡易な修繕に係る経費
【補助率】農地 : 95%
農業用施設:100%

- 【新】・農業機械再取得等支援事業費** 968,400 (農林水産)
- 農産物の生産又は加工に必要な施設や機械の再建、修繕等に対し支援
- [内 容]
- ①農業用ハウス等の再建又は修繕
 - ②農業用機械等の再取得、再建又は修繕
 - ③複数の被災農業者が共同利用により営農再開するために必要な農業用機械等の取得
 - ④被災した農業用ハウス等の再建又は修繕を契機とする当該ハウス等の補強
 - ⑤被災した農産物の生産又は加工に必要な施設の解体、運搬、処理等
 - ⑥農業用ハウス等に流出した土砂の運搬、処理等
 - ⑦農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬、処理等
- [補助率]
- ①②③ :90%以内
 - ④⑤⑥⑦:70%以内
-
- 【新】・木材加工流通施設等災害復旧支援事業費** 40,000 (農林水産)
- 林業、木材産業及び特用林産業に必要な施設や機械の再建、修繕等に対し支援
- [内 容]
- ①高性能林業機械、林業用四輪駆動ダンプトラック、機械保管倉庫等の修繕又は再取得
 - ②木材加工施設等の修繕又は再取得
 - ③特用林産物生産施設の修繕又は再取得
 - ④機械や施設の解体、撤去又は廃棄
- [補助率] 90%以内 ※国及び県補助分は県が直接交付
-
- 【新】・漁船等災害復旧支援事業費** 14,800 (農林水産)
- 共同利用に必要な漁船の建造や中古船の取得又は漁具の導入に対し支援
- [内 容]
- ①漁船の建造(船体、機関、設備等)
 - ②中古船の取得又は修繕
 - ③漁具の資材及び定置網の設置等
- [補助率] 90% ※国及び県補助分は県が直接交付
-
- 【新】・水産業共同利用施設災害復旧支援事業費** 105,050 (農林水産)
- 被災した共同利用施設(荷捌き施設、給油施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設等)の復旧に対し支援
- [内 容] 共同利用施設の整備、修理等
- [補助率] 70% ※国及び県補助分は県が直接交付
-
- 【新】・商店街仮設店舗整備事業費** 45,760 (漆器商工)
- 被災し店舗での営業が困難となった商店街に対し仮設店舗を整備
- [財 源] 中小企業基盤整備機構 仮設施設整備支援事業助成金(10/10)
- 【債務負担行為】
- 期 間 : R7～R8
- 限度額 : 174,240 千円
-
- 【新】・小規模事業者等持続化支援事業費** 50,000 (漆器商工)
- 国又は県が実施する持続化補助金の採択を受けた者に対し上乗せで支援
- [補助率]
- 国(小規模事業者持続化補助金)の補助額の1/4
- 県(中小企業者持続化補助金)の補助額の1/2
- 上限 50 万円

- ・ **輪島塗仮設工房整備事業費** 322,800 (漆器商工)
工房が損壊し仕事の継続が困難となった輪島塗の職人に対し仮設工房を整備
[財 源] 中小企業基盤整備機構 仮設施設整備支援事業助成金(10/10)
【債務負担行為】
期 間 : R7～R8
限度額 : 277,200 千円

- ・ **伝統的工芸品産業支援事業費** 200,000 (漆器商工)
国又は県が実施する補助金の採択を受けた者に対し、上乘せで支援
[補助率]
国(伝統的工芸品産業支援補助金)の補助額の 1/5
県(伝統工芸事業者再建支援事業費補助金)の補助額の 1/5
上限 200 万円

- 【新】・ **飲料水供給施設災害復旧費補助** 50,000 (上下水道局)
被災した集落管理の飲料水供給施設(給水区域外地区)の復旧に対し支援
[補助率] 90% ※通常の改修等は 80%